

新旧対照表（岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領）

(下線部は変更部分)

改正後 (R8.2.1~)	改正前 (R7.12.1~)
<p>岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的) 第1 【略】</p> <p>(定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) 【略】 (4) 作業日数 　実工期から以下の日数を除いた日数をいう。 　ア 準備及び後片付け期間 　イ 年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間 【部分削除】 　ウ 夏季休暇分として土日以外の3日間 【部分削除】 　エ 工場製作のみを実施している期間 　オ 工事全体を一時中止している期間 　カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 　等 (5) ~ (6) 【略】</p> <p>【第I編】現場閉所による週休2日（対象工事）～（補則） 第3 ~ 第16 【略】</p> <p>附 則（平成30年7月13日付け農計第341号） この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則（令和元年5月7日付け農計第1号） この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和2年3月24日付け農計第753号） この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。 附 則（令和2年6月25日付け農計第279号） この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和3年9月29日付け農計第432号） この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和3年11月12日付け農計第513号） この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和4年8月31日付け農計第361号） この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和5年3月6日付け農計第769号） この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。 附 則（令和6年9月19日付け農計第378号） この要領は、令和6年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和7年11月6日付け農計第415号） この要領は、令和7年12月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和8年1月28日付け農計第565号） <u>この要領は、令和8年2月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</u></p> <p>別紙1 特記仕様書記載例【略】 別紙2 週休2日達成証明書【略】 別紙3 工事現場における週休2日工事実施明示の例【略】</p>	<p>岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的) 第1 【略】</p> <p>(定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ~ (3) 【略】 (4) 作業日数 　実工期から以下の日数を除いた日数をいう。 　ア 準備及び後片付け期間 　イ 年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間 　ウ 8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間 　エ 工場製作のみを実施している期間 　オ 工事全体を一時中止している期間 　カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 　等 (5) ~ (6) 【略】</p> <p>【第I編】現場閉所による週休2日（対象工事）～（補則） 第3 ~ 第16 【略】</p> <p>附 則（平成30年7月13日付け農計第341号） この要領は、平成30年7月13日から施行する。 附 則（令和元年5月7日付け農計第1号） この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和2年3月24日付け農計第753号） この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。 附 則（令和2年6月25日付け農計第279号） この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和3年9月29日付け農計第432号） この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和3年11月12日付け農計第513号） この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和4年8月31日付け農計第361号） この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和5年3月6日付け農計第769号） この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。 附 則（令和6年9月19日付け農計第378号） この要領は、令和6年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。 附 則（令和7年11月6日付け農計第415号） この要領は、令和7年12月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。</p> <p>別紙1 特記仕様書記載例【略】 別紙2 週休2日達成証明書【略】 別紙3 工事現場における週休2日工事実施明示の例【略】</p>